

# 水戸市物価高騰対応プレミアム商品券 質問Q & A集

## 1 共通（商品券の概要）

Q 1 水戸市物価高騰対応プレミアム商品券の内容について、教えてくださいか？

A 1 水戸市物価高騰対応プレミアム商品券（以下、「商品券」）は、**10,000円で購入できる15,000円分（プレミアム率50%）の紙商品券**です。

**令和8年4月1日時点で、18歳以上の水戸市民の方が購入できます。**

**80,000セット用意し、1人2セットまで購入可能です。**事前申込制（電子申請又はハガキ）で、応募者多数の場合は抽選販売となります。

Q 2 商品券には、「共通券」と「専用券」があるとのことですが、どのような違いがありますか？

A 2 **商品券1セットに15枚の1,000円券が綴られています。そのうち、10枚（10,000円分）が「共通券」で、5枚（5,000円分）が「専用券」となります。**

「共通券」…取扱店全てで使用することができます。

「専用券」…取扱店の内、「大型店」以外で使用することができます。

※「大型店」…店舗面積が1,000平方メートルを超える店舗のこと。

Q 3 商品券はいつから買えますか？

A 3 **令和8年5月中旬頃から1ヶ月間程度、応募を受け付けます。当選者には令和8年6月下旬に通知し、商品券の利用は、令和8年6月下旬～9月下旬までの3ヶ月間程度を想定しています。**

詳細が決まりましたら、追ってご案内します。

Q 4 商品券で使用できないものはありますか？

A 4 商品券を使用できないものは、以下のとおりです。

- ・不動産に係る支払（土地・家屋の購入、家賃の支払等）
- ・換金性の高い金券等の購入（各種有価証券、他の商品券、ビール券、図書カード、プリペイドカード、切手、印紙等）
- ・たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこの購入
- ・国及び地方公共団体への支払
- ・宝くじ、スポーツ振興投票券、競馬・競輪・競艇・オートレース投票券の購入
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払
- ・事業上の取引に係る支払（仕入支払、給与支払等）
- ・商品券取扱店で商品券の利用を制限しているもの
- ・その他、市が不相当と認めるもの

## 2 取扱店向け（取扱店登録、商品券取扱・換金）

### 1 取扱店登録について

Q 5 取扱店の参加資格について教えてください。

A 5 **水戸市内に店舗があり、次に該当しない事業所が申請できます。**

- ・ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は水戸市暴力団排除条例（平成24年水戸市条例第2号）に規定する暴力団員等が営む店舗等
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する営業を行う店舗等
- ・ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人
- ・ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体
- ・ その他、市が適当でないとする事業

**商品券の対象事業は、消費者に直接提供できる商品や飲食、サービスなどです。ただし、前ページ記載の「商品券を使用できないもの」を販売・手供することはできません。**

Q 6 申請方法を教えてください。

A 6 次のいずれかの方法で申請してください。

ア いばらき電子申請・届出サービス内の「水戸市物価高騰対応プレミアム商品券取扱店募集」フォームから電子申請

※電子申請の手順については5ページの「電子申請手順書」、「別紙 いばらき電子申請サービス 記入例」をご確認ください。

イ 取扱店募集チラシ裏面「水戸市物価高騰対応プレミアム商品券取扱店申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、郵送、FAX、持参による申請

提出先

〒310-8610 水戸市中央1-4-1

水戸市産業経済部商工課

電話 029-232-9185

FAX 029-232-9232

Q 7 取扱店の募集期間は、いつからいつまでですか？

A 7 令和8年3月2日（月）から令和8年3月31日（火）までです。

期間内に登録した取扱店は、取扱店紹介の冊子及び専用ホームページに情報を掲載します。

令和8年4月1日（水）以降も申請は受け付けますが、冊子への掲載はなく、専用ホームページのみの掲載となります。

Q 8 登録手数料はかかりますか？

A 8 登録手数料は無料です。

Q 9 市内で複数店舗経営している場合は店舗ごとに申請するのですか？

A 9 お手数ですが、店舗ごとに申請手続きをしてください。

Q 10 取扱店の申請後、どのような流れとなりますか？

A 10 **申請内容に不備等がなければ、取扱店として登録します（特別連絡等はしません。）。**  
後ほど、取扱店用のマニュアルや説明会のご案内をいたしますので、ご確認ください。  
ただし、申請不備の修正や取扱店として認めないと市が判断する場合は、ご連絡することもありますので、ご承知おきください。

Q 11 取扱店の表示をする掲示物（ポスターなど）は配布されますか？

A 11 配布予定です。詳細は追って通知いたします。

Q 12 取扱店申請は、代表者以外（店長名など）でもできますか？

A 12 会社代表者で申込みすることが困難である場合については、店長名など（店舗運営を管理されている方）で申込みすることは可能です。

Q 13 登録情報に変更となった場合は、どのようにすればよいでしょうか？

A 13 変更内容の確認をさせていただきますので、水戸市商工課までご連絡ください。

Q 14 登録した取扱店を辞退（閉店等）したい場合はどのようにすればよいでしょうか？

A 14 登録を取り消しますので、水戸市商工課までご連絡ください。なお、取扱店紹介の冊子が印刷済みの場合は、冊子の変更はできませんので、ご了承ください。

## 2 商品券取扱・換金について

Q 15 商品券にお釣りは出せますか？

A 15 お釣りを出すことはできません。

Q 16 使用期間を過ぎた商品券を受け取ってしまいました。換金できますか？

A 16 使用期間を過ぎて受け取った商品券は、換金することができません。

Q 17 取扱店申請をせずに商品券を受け取ってしまいました。どうすれば良いですか？

A 17 取扱店登録がない場合は、換金手続きはできません。追加での登録は受け付けますので、至急、水戸市商工課までご連絡ください。

Q 18 プレミアム商品券利用者限定のサービスを提供することは可能でしょうか？

A 18 可能です。販売促進にご活用ください。商品券限定サービスは、専用ホームページでご紹介させていただきますので、キャンペーン時期や内容などを水戸市商工課までご連絡ください。

Q19 換金申請方法について教えてください。

A19 取扱店から、使用された商品券の実績を報告いただいた後、口座振込みで支払います。  
詳細は、配布するマニュアルや説明会でご確認ください。

Q20 換金できる期間に定めはありますか？

A20 換金申請期間は、令和8年7月から令和8年10月頃、換金回数は毎月2回程度を想定しています。詳細な方法等は、マニュアルや説明会でご案内します。  
なお、換金申請期間を過ぎての換金には応じられませんので、ご注意ください。

Q21 換金申請できる商品券の枚数に上限などはありますか？

A21 換金申請できる商品券の枚数に制限はありません。**振込手数料削減のため、無理のない範囲で、まとめたの換金にご協力ください。**

Q22 市内で複数店舗経営している場合は、店舗ごとに換金するのですか？

A22 まとめたの換金が可能です。ただし、店舗ごとの商品券の利用枚数をご報告ください。

Q23 換金手数料はかかりますか？

A23 換金手数料はかかりません。

### **3 購入希望者向け**

準備中

# いばらき電子申請・届出サービス 電子申請手順書

## 【取扱店登録手順】

- 1 いばらき電子申請・届出サービス内「水戸市物価高騰対応プレミアム商品券 取扱店募集」ページを開いてください。

(1) URLから開く場合

[https://apply.e-tumo.jp/city-mito-ibaraki-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=85464](https://apply.e-tumo.jp/city-mito-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=85464)

(2) 二次元コードから開く場合



(3) いばらき電子申請・届出サービスから検索する場合

トップページ右上の「手続き検索」を選択し、オンライン申請手続画面左の「キーワードで探す」に「プレミアム商品券」と入力し、「キーワード検索」を選択してください。

検索結果に表示された「水戸市物価高騰対応プレミアム商品券 取扱店募集」を選択し、2に進んでください。

- 2 利用者管理画面の「利用者登録せずに申し込む方はこちら」を選択してください。  
※既に利用者登録がお済みの方は、画面中段の「利用者 ID, パスワード」を入力してください。4, 5の工程はございません。
- 3 手続き申込み画面の内容を確認し、ページ下部の「同意する」を選択してください。
- 4 連絡先メールアドレスを入力し、「完了する」を選択してください。
- 5 登録したメールアドレスに届いた「連絡先アドレス確認メール」から、申込画面のURLを開いてください。
- 6 申込画面の必要事項を入力し、「確認へ進む」を選択してください。
- 7 申込確認画面の「申し込む」を選択してください。
- 8 登録完了となります。登録したメールアドレスに「水戸市プレミアム商品券 取扱店申込完了通知」が届いたことを確認してください。  
※登録内容に不備があった場合は、別途ご連絡します。